令和6年第2回半田市議会定例会 文教厚生委員会委員長報告(新年度予算等)

当文教厚生委員会に付託された案件については、3月8日、及び13日は、午前9時30分から、19日は午後2時30分から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第8号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質 疑に入り、主な質疑として、

全体に係る質疑として、「はたらく親を応援するまち」を掲げているが、様々な事業が考えうる中で、保育園等登園準備負担軽減事業と多子世帯の3歳未満児保育料無償化事業を選んだ経緯はどのようか。とに対し、

子育てと仕事を両立するにあたって、特に 0 歳から 2 歳の低年齢児の保護者は子育てに 係る時間的労力的負担が非常に大きい中で、保育料による経済的な負担も大きいことから、 先ずはそうした保護者の負担を軽減すべきと判断し、当該事業を選定しました。とのこと。

3款1項1目、重層的支援体制整備事業について、スクールソーシャルワーカーは令和6 年度に増員となる中で、コミュニティソーシャルワーカーの増員は行わないのか。とに対し、

本来、コミュニティソーシャルワーカーは、小中学校を含めた地域の課題に対して取り組むことが期待されますが、現在、小中学校からの相談件数が多く、スクールソーシャルワーカーの数が十分でないことから、コミュニティソーシャルワーカーが初動対応している場合があります。スクールソーシャルワーカーが増員となることで、コミュニティソーシャルワーカーとの業務量のバランスの改善が期待されるため、令和6年度の増員は行いません。とのこと。

同目、地域生活支援事業について、半田市地域活動支援センターの実利用数を目標と しているが、実利用数が多くなれば、事業の目的が達成されたことになるのか。また、設定した 目標値は妥当なものと考えているのか。とに対し、 事業の目的は、障がいのある方が安心して日常生活を送ることができる状態にすることであり、当該施設の利用人数は、事業の進捗状況を示す客観的な指標であり、目標値については過去の実績等から妥当なものと考えます。とのこと。

同款 2 項 1 目、市立高根保育園民営化事業中、民営化引継ぎ・共同保育補助金について、民営化にあたり、新たな事業者への引継ぎ保育はどのように行われるのか。とに対し、

令和6年4月から、週1回の頻度で、園長予定者、主査予定者に現高根保育園の運営に参加していただき、園運営や保育方針の引継ぎを行います。12月以降は、クラス担任 予定者が現在のクラス担任と、一緒に保育を行い、園児の状況を把握してもらうことで、円滑に運営を移管します。とのこと。

同項2目、放課後児童健全育成事業について、事業所が、障がい児の入所を断る場合 もあると聞いているが、この課題をどのように解決するのか。とに対し、

専門的な知識を持つ人材が不足していることから、専門知識を持つアドバイザーが、各事業所に出向き、それぞれの在籍児童への対応方法の指導、助言を行います。これにより、各事業所の体制を整え、少しずつ受入れを拡大していきたいと考えています。とのこと。

同目、小学校児童放課後等居場所づくり事業について、小学校敷地内で、放課後児童 クラブ、児童センター、放課後子ども教室の3つの機能を集約した施設を作るとのことだが、施 設改修工事に当たり、どれくらいの利用人数を想定しているのか。とに対し、

今回の新たな施設は、児童が、放課後帰宅せずに利用できる施設であり、既存の施設と性質が異なるため、利用人数の想定はできておりませんが、専用教室のほか、図書室などの特別教室も利用することで、多数の児童が利用を希望する場合でも対応できる仕組みを作っていきます。とのこと。

同項4目、保育園等多言語サポート事業について、今回導入する通訳サービスは、園に 設置されるタブレット端末の画面で、通訳を介して意思疎通を図るサービスとのことだが、学校 現場が導入しているような翻訳機は検討しなかったのか。とに対し、 翻訳機を導入している園もありますが、翻訳の精度が十分でないため、柔軟性が高く、すで に市民協働課で利用実績のある当該サービスを利用することで、円滑な意思疎通が図れるようにするものです。とのこと。

同目、保育園等登園準備負担軽減事業について、市立保育園等において、3歳未満児のお昼寝ふとんの準備を公費負担するとのことだが、衛生面については、どのように管理しているのか。とに対し、

シーツの交換は1週間に1回、布団カバーと布団本体のクリーニングは1か月に1回の頻 度で行います。なお、クリーニングを行うまでは、同じ園児が同じ布団を使い続けられるよう、配 慮します。とのこと。

同項 5 目、児童発達支援センターつくし学園地域支援事業について、相談支援事業による支援人数は、今後も増加することが予想される中で、支援体制に変更はあるのか。とに対し、

人員体制の変更はありませんが、関係機関との連携、また、保育所等訪問支援、巡回療育支援を強化することで、支援者の技術を向上させることにより、補っていきたいと考えています。 とのこと。

同項6目、子育て支援センター事業中、乳幼児一時預かり事業について、保育士を1名 増員し、一時預かりの受入枠を拡大するとのことだが、どの程度、拡大が図れるのか。とに対し、

子どもの受け入れ人数については、子供の年齢や特性により、受入可能人数が変化しますが、これまでの受け入れ実績から、現状の3割増となる、約1,900人の受け入れができると見込んでいます。とのこと。

4款1項1目、救急医療対策推進事業中、休日夜間診療について、平日の夜間診療及び、休日の産科の診療を廃止するに至った経緯はどのようか。また、廃止後の患者の受け皿をどのように考えているのか。とに対し、

令和4年度に半田市医師会から、利用者が少ない平日夜間診療を廃止したい旨の要望をうけ、当該団体と協議を重ねました。令和4年度の実績では、平日の夜間診療は、1日当たり 1.7人と利用者が少ないこと、また、休日の産科診療は、1日当たり1.1人と利用者が少ない上、かかりつけ医が緊急時の対応をするため必要性が乏しいと判断し、令和6年4月から、廃止をするに至りました。今後は、半田病院の救急外来で受け入れができるよう、進めていきます。とのこと。

同じく、休日診療等補助金について、1時間当たりの人件費の単価が、3千円から1万5千円に引き上げられた理由は何か。とに対し、

当該補助金については、平成16年度に本制度が創設されて以来、一度も補助基準額の改定を行っておらず、他市町に比べて極端に安価であったため、開設に最低限必要な人件費相当額となるよう、人件費の単価の見直しを行ったものです。とのこと。

同目、健康づくり推進事業について、令和6年度から、新たに実施する取り組みはあるか。 とに対し、

令和6年度は、新規事業として、男性に特化した健康づくり教室を実施したいと考えています。既に、市内で活動している団体に対し、新たに男性が参加することに前向きな回答をいただいた複数の団体と連携して進めていく予定です。とのこと。

同目、母子健康増進事業について、健康手帳アプリの推進をどのように行っているのか。また、 紙媒体の親子健康手帳を廃止し、健康手帳アプリのみにすることは、検討しなかったのか。と に対し、

妊娠届受付時にアプリの特長を説明した上でダウンロードを勧めており、ほぼすべての方にダウンロードしていただいているため、今後も同様の方法で推進していきます。また、紙媒体の親子健康手帳については、母子保健法第16条に基づき、交付を行っているため、現時点では廃止することはできませんが、電子化については、国も検討を行っていますので、法改正等に基づき対応していきたいと考えています。とのこと。

9款1項3目、いじめ・不登校対策事業について、令和6年度からスクールソーシャルワーカーを1名から3名に増員するとのことだが、3名とした積算根拠は何か。とに対し、

スクールソーシャルワーカー 1 人当たりの標準的な支援件数を8 0 件と想定し、令和4年度の支援実績が222件であったことから、3 名の配置としました。ただし、対応の難しさはそれぞれの相談内容によって異なるため、今後も状況を見ながら、配置人数の精査をしてまいります。とのこと。

同目、学校地域協働支援員配置事業について、令和6年度から、学校地域協働支援員 を1名から2名に増員するとのことだが、亀崎小学校と乙川東小学校に配置する理由は何か。 とに対し、

<u>亀崎小学校は、現在、改築等事業を行っており、乙川東小学校についても、間もなく、改</u> 築等事業が始まり、地域との調整事項が多くなるため配置するものです。とのこと。

同款 2 項 1 目、小学校防犯カメラ整備事業について、各小学校に防犯カメラを設置する とのことだが、配置場所、活用方法、1 小学校当たりの設置台数はどのようか。とに対し、

配置場所は、昇降口や廊下など外部からの侵入者をとらえやすい場所を検討しています。 活用方法は、何か問題が発生した際に録画記録を確認し、原因究明の手掛かりとする運 用などを考えています。

設置台数は、国の補助金の交付条件から、1 校あたり 4 台から 5 台を想定しています。と のこと。

同款 5 項 1 目、地域スポーツ・文化芸術活動支援事業について、令和 6 年 9 月からの 部活動改革により、教員の働き方や子どもたちとのかかわり方はどのように変化すると考えてい るのか。とに対し、

休日の部活動については、これまで、教員の善意で維持されてきましたが、苦手な分野の部活動でも、顧問としての活動を強いられてきた場合もありました。今後、部活動が平日のみになることにより、そういった教員にとっては、負担が軽減されると考えます。ただし、部活動改革により、教員と子どもたちとの関係が、希薄とならないよう、授業や様々な活動を通して、信頼関係を構築していく必要があると考えています。とのこと。

同目、文化振興事業について、事業の PR をどのように進めていくのか。とに対し、

関係各課へのチラシやポスターの設置に加え、1歳児検診や3歳児検診時に、生涯学習課職員が出向いての PR や、独自のインスタグラムを開設し SNS での発信などを実施しています。とのこと。

同項 2 目、成岩公民館改築等事業について、成岩公民館を廃止し、成岩小学校敷地内に、新たに地域住民の交流施設を建設するとのことだが、地域住民の意見をどのように取り入れているのか。また、現時点で、どのような施設をイメージしているのか。とに対し、

地域住民の声は、「なる小地区 地域のみらいミーティング」という会議体を 5 回開催するなどして、聞いております。施設の機能については、地域住民の交流を目的として、現在も検討中ですが、例えば、隣接する放課後児童クラブとの交流ができ、多世代交流を目的としたラウンジや、子ども食堂が開催できるようなオープンキッチンがあれば、交流が促進されるのではないかと考えています。とのこと。

同項 6 目、福祉文化会館更新事業について、改修基本計画の策定に当たり、どのような 点に留意しているのか。とに対し、

福祉文化会館の更新事業は、総額 10 億円を超える事業であるため、国から示された、 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程により、PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを従来の 手法に優先して検討することが必要です。そのため、民間企業が参入しやすく、市民が活用し やすい施設はどのような施設なのかを念頭に置き、計画を策定していきます。とのこと。

同款 6 項 4 目、新総合体育館建設事業について、建設場所はいつ決定するのか。また、 現時点ではどのあたりが候補地として考えられるのか。とに対し、

建設場所については、市立半田病院の跡地や半田ぴよログスポーツパークなども候補地と して検討しながら、令和 6 年度中には確定させ、基本構想・基本計画の策定を進めてまいり ます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第13号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

国民健康保険税について、基金をさらに取り崩し、少しでも値上げ幅を緩和することはできないのか。とに対し、

保険税率は、近い将来、県内で統一化する方向にあり、さらなる税率の上昇の可能性がある中において、基金自体にも限りがあります。国民健康保険事業は、被保険者の急激な負担増とならないよう、令和5年度から税率の引き上げを開始し、令和7年度に基金繰入に頼らない適正な税率となるよう、段階的な引上げを行うこととしており、令和6年度において、基金をこれ以上取り崩す考えはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第14号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和6年度から、地域介護予防活動支援事業における「げんきスポット補助金」を「サロン活動等補助金」に変更する中で、通所型サービスB地域ささえあい型事業の補助金の申請要件は、どのように緩和されるのか。とに対し、

令和5年度までの交付条件は、要支援1または2と認定された方、もしくは、基本チェック リストにより、フレイル状態と判断された方の参加回数等の基準を細かく定めていましたが、令 和6年度からは、要支援者を含めた補助対象者が年間で一定数参加される団体であれば、 交付対象となるよう、制度改正を行いました。とのこと。

e フレイルナビについて、当該サービスは、電気の使い方からフレイルのリスクを分析できるものであり、令和6年度は、100人を募集して、事業を実施するとのことだが、100人とした理由は何か。とに対し、

料金プランが100人単位での設定であったため、まずは、募集人数を100人に設定しました。効果の検証を行い、効果があると判断すれば、次年度以降、段階的に事業を拡大していきたいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と 認めることに決定しました。

次に、議案第15号及び第20号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重 審査し、討論を省略し、議案ごとに、挙手により採決した結果、2議案とも賛成多数をもって、 原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第25号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第26号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第27号及び第28号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重 審査し、討論を省略し、議案ごとに、挙手により採決した結果、2議案とも賛成多数をもって、 原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。